

福島県への企業立地について

福島県への企業立地には、全国でも**極めて優遇された立地支援**があります

① 福島県に立地するメリット

- * **地理的優位性**(首都圏に近接し、東日本の中心に位置)と、**陸・海・空の充実した交通基盤**が、迅速な企業活動を支えます。
(参考) 東京～郡山間 1時間15分【東北新幹線】
- * さらに、浜通り地域では**国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想の主要プロジェクト(廃炉・ロボット等)**が具体化していく見込みです。

② 新規立地・増設についての強力な支援——企業立地補助金

- * 新規立地・増設に際して、国・県の企業立地補助金による強力な支援を受けられます。
- * 避難指示区域等については、**自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金が創設され、補助対象が卸・小売業等まで拡大された他、社宅の整備も可能となりました(※)**。

企業立地補助金の概要

- ◇ **初期の工場立地(新規立地・増設)に係る経費(※)を、原則、最大30億円まで支援**
- ◇ **優遇された補助率 —— 補助率最大3/4** (※用地取得費、設備投資費用、建屋建設費用等)

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金	避難解除区域(解除後1年まで)、避難指示解除準備区域、居住制限区域等(12市町村)	中小企業:3/4以内	大企業:2/3以内
	避難解除区域等(解除後1年超)(広野町、田村市と川内村の解除区域 等)	中小企業:2/3以内	大企業:1/2以内
津波原災地域企業立地補助金	津波浸水地域(いわき市、相馬市、新地町等)	中小企業:1/2以内	大企業:1/3以内
ふくしま企業立地補助金(設備のみの増設の場合)	その他地域(福島市、郡山市等)	中小企業:1/3以内	大企業:1/4以内

(注)本補助金の活用のためには、投資額に応じ、新規に地元の者を一定数雇用していただくことが必要となります。(例:製造業等 投資額5,000万円以上→新規雇用者数3人以上)
(例:卸・小売業 投資額3,000万円以上→新規雇用者数2人以上)

③ イノベーション・コースト構想の具体化——実用化開発等に対する支援

- * さらに、15市町村(12市町村、いわき市、相馬市、新地町)における**イノベーション・コースト構想の重点分野に係る民間企業等の実用化開発等に対して支援を行います。**

地域復興実用化開発等促進事業	15市町村において実施される実用化開発等(注)	中小企業:2/3以内	大企業:1/2以内
	国際産学官共同利用施設への入居による実用化開発等	中小企業:2/3以内	大企業:1/2以内

(注)15市町村域外の企業は、15市町村域内の企業等と連携して実施する場合に限りです。

④ 操業にあたっての強力な支援——課税の特例

- * 県内で工場等の新增設や雇用を行った場合、課税の特例も受けられます。

福島特措法・復興特区法による課税の特例

国税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備投資に係る特例 …… 特別償却 または 税額控除 ・ 雇用に係る特例 …… 給与支給額(避難解除区域等は20%、その他県内地域は10%)を5年間税額控除
地方税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業税、固定資産税の特例 …… 課税免除(5年間) ・ 不動産取得税の特例 …… 課税免除(取得時)

- ◇ 避難解除区域等は、全域・全業種が対象。その他県内地域は、“復興産業集積区域”(工業団地等)への立地かつ業種は県の指定する業種(※)に限りです。

※県の指定する業種 … ①輸送用機械関連産業、②電子機械関連産業、③情報通信関連産業、④医療関連産業、⑤再生可能エネルギー産業、⑥食品・飲料関連産業、⑦地域資源活用型産業

福島県の地域別復興支援策

平成28年11月時点

区域	自治体名	支援制度				
		自立・帰還支援 雇用創出企業立地 補助金	津波原災地域 企業立地補助金	イノベーション・コースト 構想地域実用化 開発等補助	ふくしま 企業立地 補助金	その他 利用可能 な制度
制度概要		対象)土地、建物、設備、社宅等 業種)製造業※、物流施設、卸・ 小売業、飲食業、 生活関連サービス業等 ※製造業は、設備のみも対象	対象)土地、建物、設備等 業種)製造業、物流施設 等	対象)実用化開発等に必要 な経費 分野)廃炉、ロボット、エネル ギー、環境・リサイクル、 農林水産業 等	対象)設備 業種)製造業	
避難解除区域 (解除後1年まで) 避難指示区域 居住制限区域	川俣町※ 南相馬市※ 川内村※ 大熊町 双葉町 浪江町 富岡町 葛尾村 飯館村	【補助率】 大企業 2/3以内 中小企業 3/4以内	(自立・帰還支援雇用 創出企業立地補助金 で対応)	【補助率】 大企業 1/2以内 中小企業 2/3以内 (左記15市町村の 全域内で実施される実 用化開発等が対象)	(自立・帰還支援 雇用創出企業 立地補助金 で対応)	☆課税の特例 ・特別償却or税額 控除 ・給与支給額の20% 控除 ・地方税の減免 ☆雇用に係る助成 ・3年間で最大225 万円を支給 or ・1年間で最大60万 円を支給
避難解除区域 (解除後1年超)	田村市※ 南相馬市※ 川内村※ 楡葉町 広野町	【補助率】 大企業 1/2以内 中小企業 2/3以内				
津波浸水地域	相馬市 新地町 南相馬市※ いわき市	—	【補助率】 大企業 1/3以内 中小企業 1/2以内	—	【補助率】 大企業 1/3以内 中小企業 1/2以内	
その他の地域	【中通地区】 福島市、郡山市 白河市、須賀川市 二本松市、田村市※ 伊達市、本宮市 桑折町、国見町 川俣町※、大玉村 鏡石町、天栄村 西郷村、泉崎村 中島村、矢吹町 棚倉町、矢祭町 塙町、鮫川村、石川町 玉川村、平田村 朝川村、古殿町 三春町、小野町 【会津地域】 会津若松市、喜多方市 下郷町、檜枝岐村 只見町、南会津町 北塩原村、西会津町 磐梯町、猪苗代町 会津坂下町、湯川村 柳津町、三島町 金山町、昭和村 会津美里町	—	【補助率】 大企業 1/4以内 中小企業 1/3以内	—	【補助率】 大企業 1/4以内 中小企業 1/3以内	☆課税の特例 ・特別償却or税額 控除 ・給与支給額の10% 控除 ・地方税の減免 ☆雇用に係る助成 ・3年間で最大225 万円を支給 or ・1年間で最大60万 円を支給

注) ※印を付した市町村は、一つの市町村内で複数の区域を有している市町村